社会福祉法人たけるの里役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人たけるの里(以下「この法人」という。)の定款第8条 及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程でいう役員とは、理事・監事及び評議員をいう。

(報酬の支給)

- 第3条 役員等には、勤務形態等に応じて次の通り報酬を支給する。
- (1) 法人業務を行う理事長に対して報酬を支給する。
- (2) 監事監査に出席する監事に対して報酬を支給する。
- (3) 理事会に出席する理事・監事に対して報酬を支給する。
- (4) 評議員会へ出席する評議員に対して報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

- 第4条 理事長及び評議員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて 定めるものとする。
- (1) 報酬については、別表1に定める額

(報酬等の支給方法)

- 第5条 理事長及び評議員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。
- (1) 理事長の報酬については、毎月20日とする。但し、その日が休日にあたるときは、前日に支給する。但し、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- (2) 監事監査に出席する監事に対して、監事監査時に現金にて支給する。
- (3) 理事会に出席する理事・監事に対して、毎回理事会時に現金にて支給する。
- (4) 評議員の報酬については、毎回評議員会時に現金にて支給する。

(費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める出張旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
 - 2 役員等が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(交通費)

第7条 理事会に出席する、理事及び監事については、交通費の実費額を理事会時に現金にて支給する。交通費については、別表2に定める額

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の承認を受けて改正する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規程は、平成29年 6月17日から施行する。

この規程は、令和 3年10月23日から施行する。

別表1 (報酬の額)

役職名	報 酬 の 額
理事長	月額 20万円
監事	監事監査時 1万円
評議員	評議員会1回あたり 1万円
理事・監事	理事会1回あたり 5千円

別紙2 (交通費の額)

理事	理事会1回あたり	実費相当額支給
監事	理事会1回あたり	実費相当額支給

^{*}理事長及び理事がこの法人の職員及び評議員の場合は支給なし。